

平成 3 0 年

小 牧 市 議 会

第 2 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提 出 予 定 議 案

条 例 案	9 件
一 般 議 案	2 件
専 決 処 分 承 認 案	3 件
補 正 予 算 案	1 件
諮 問	2 件
計	1 7 件

議 案 目 次

条 例 案	
46 小牧市市税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1
47 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
48 小牧市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定 地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定 める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
49 小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	3
50 小牧市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
51 小牧市少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	4
52 小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
53 小牧市子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する 条例の制定について……………	4
54 小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	5
一 般 議 案	
55 (仮称) 史跡センター展示制作委託契約の締結について……………	5
56 小牧市道路線の廃止について……………	5
専 決 処 分 承 認 案	
57 専決処分の承認について……………	5
58 専決処分の承認について……………	6
59 専決処分の承認について……………	7
補 正 予 算 案	
60 平成 3 0 年度小牧市一般会計補正予算 (第 1 号) ……………	7
諮 問	
諮問 1 人権擁護委員候補者の推薦について……………	8
諮問 2 人権擁護委員候補者の推薦について……………	8

条 例 案

(議案第 4 6 号)

小牧市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 個人市民税

平成 3 3 年度以後の各年度分の個人市民税について、次の措置を講ずる。

- (1) 非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を 1 3 5 万円以下（現行 1 2 5 万円以下）とする。
- (2) 前年の合計所得金額が 2 , 5 0 0 万円を超える所得割の納税義務者について、基礎控除及び調整控除の適用はできないこととする。

2 法人市民税

資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える内国法人等は、納税申告書及び添付資料の提出を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行わなければならないこととする。

3 固定資産税

次に掲げる施設等に係る固定資産税の特例措置について、その課税標準は次のとおりとする。

- (1) 水質汚濁防止法に規定する一定の汚水又は廃液処理施設 その価格に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する一定の雨水貯留浸透施設 その価格に 4 分の 3 を乗じて得た額
- (3) 一定の水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 その価格に 3 分の 2 を乗じて得た額
- (4) 一定の太陽光発電設備及び風力発電設備 その価格に 4 分の 3 を乗じて得た額
- (5) 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械装置等 零（導入後 3 年度間に限る。）

4 市たばこ税

- (1) 次に掲げる期間における市たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとする。

ア 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日まで 1 , 0 0 0

本につき5,692円（現行5,262円）

イ 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000

本につき6,122円

ウ 平成33年10月1日以後 1,000本につき6,552円

(2) 加熱式たばこの課税方式について、次の措置を講ずることとする。

ア 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設ける。

イ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたものを製造たばことみなし、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。

ウ 加熱式たばこの課税標準を次の(ア)及び(イ)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計額とする。

(ア) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算すること。

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算すること。

エ ウについては、平成34年10月1日から導入することとし、平成30年10月1日から1年ごとに5段階で換算方法を移行する。

(3) (1)の税率の引上げの日前に売渡しが行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととする。

5 その他所要の規定の整備を行う。

6 この条例は、公布の日から施行する。ただし、4は平成30年10月1日から、2は平成32年4月1日から、1は平成33年1月1日から施行する。

(議案第47号)

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 介護保険法施行令の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。

2 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(議案第48号)

小牧市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 指定に係る申請者の資格を、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第49号)

小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 共生型地域密着型サービスに関する基準を定める。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第50号)

小牧市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 介護保険法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 5 1 号)

小牧市少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 小牧市少年センターの位置を小牧市小牧三丁目 5 5 5 番地（現行小牧市中央一丁目 2 6 0 番地）とする。
- 2 この条例は、平成 3 0 年 9 月 1 日から施行する。

(議案第 5 2 号)

小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格の追加等を行う。
- 2 この条例は、一部を除き、公布の日から施行する。

(議案第 5 3 号)

小牧市子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市子育て世代包括支援センターの設置及び管理について必要な事項を定める。
- 2 妊娠期から子育て期までにわたり包括的な支援を実施するため、次のとおり小牧市子育て世代包括支援センターを設置する。

名称	位置
小牧市子育て世代包括支援センター	小牧市小牧三丁目 5 5 5 番地

- 3 施設の管理に必要な事項について定める。
- 4 一時預かり手数料について定める。
- 5 この条例は、平成 3 0 年 9 月 1 日から施行する。

(議案第54号)

小牧市ホテル等建築の適正化に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

- 1 旅館業法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

一般議案

(議案第55号)

(仮称) 史跡センター展示制作委託契約の締結について

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 委託契約の名称 | (仮称) 史跡センター展示制作委託 |
| 2 | 委託業務場所 | 小牧市堀の内一丁目地内 |
| 3 | 委託契約の概要 | 展示具・什器、模型・レプリカ等製作、映像ソフト等制作、展示電気設備等設置 |
| 4 | 委託契約金額 | 266,760,000円 |
| 5 | 委託契約の相手方 | 東京都千代田区紀尾井町3番23号
株式会社トータルメディア開発研究所
代表取締役 澤田敏企 |
| 6 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(議案第56号)

小牧市道路線の廃止について

既認定路線を整理するため、長治町1号線ほか2路線を廃止する。

専決処分承認案

(議案第57号)

専決処分の承認について

小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 法人市民税

- (1) 二重課税の調整のため内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税等、地方法人税及び法人住民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額が、その内国法人の法人税、地方法人税及び法人県民税の合計額を超える場合は、その超える金額を、法人市民税の法人税割額から控除することとする。
- (2) 申告期限が延長された法人における延滞金の計算について、申告期限までに申告書が提出されており、かつ、その申告期限までに納付すべき税額を納付されていた場合において、申告した後に税額を減額する更正があった後に、修正申告書の提出等により増額の更正があったときは、これにより納付すべき税額に達するまでの部分については、納付があった日から申告期限までの期間を控除して計算することとする。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対して、賦課期日とする年度分から2年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、税額の3分の1を減額するとともに、この適用を受けようとする者は、改修工事が完了した日から3月以内に申告書の提出を要することとする。
- (2) 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担に係る調整措置について、平成27年度から平成29年度までと同様の措置を講ずる。

3 その他所要の規定の整備を行う。

4 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第58号)

専決処分の承認について

平成29年度小牧市一般会計補正予算(第7号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
52,265,285	902	52,266,187	寄附金(こまき応援寄附金関係) こども夢・チャレンジ基金寄附金 902

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要
52,265,285	902	52,266,187	基金積立金（こまき応援寄附金関係） こども夢・チャレンジ基金積立金 902

(議案第59号)

専決処分の承認について

小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行54万円）に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる所得の基準について、これらの額の5割を減額する基準については被保険者等1人当たりに加算する金額を27万5千円（現行27万円）とし、これらの額の2割を減額する基準については被保険者等1人当たりに加算する金額を50万円（現行49万円）とする。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

補正予算案

(議案第60号)

平成30年度小牧市一般会計補正予算（第1号）

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要
57,456,000	36,525	57,492,525	環境事業基金寄附金 332 寄附金(こまき応援寄附金関係) 3,593 前年度繰越金 32,600

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
57,456,000	36,525	57,492,525	防犯灯LED化事業調査委託料	30,000
			環境事業基金積立金	332
			自転車等駐車場整備工事費	1,500
			公園緑地施設維持補修工事費	1,100
			基金積立金(こまき応援寄附金関係)	3,593

諮 問

(諮問第1号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 西川菊次郎氏の任期満了(平成30年6月30日)に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮問第2号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 山中小幸氏の任期満了(平成30年9月30日)に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

